

# 災害支援物資拠点施設等運営及び災害時物資業務委託仕様書

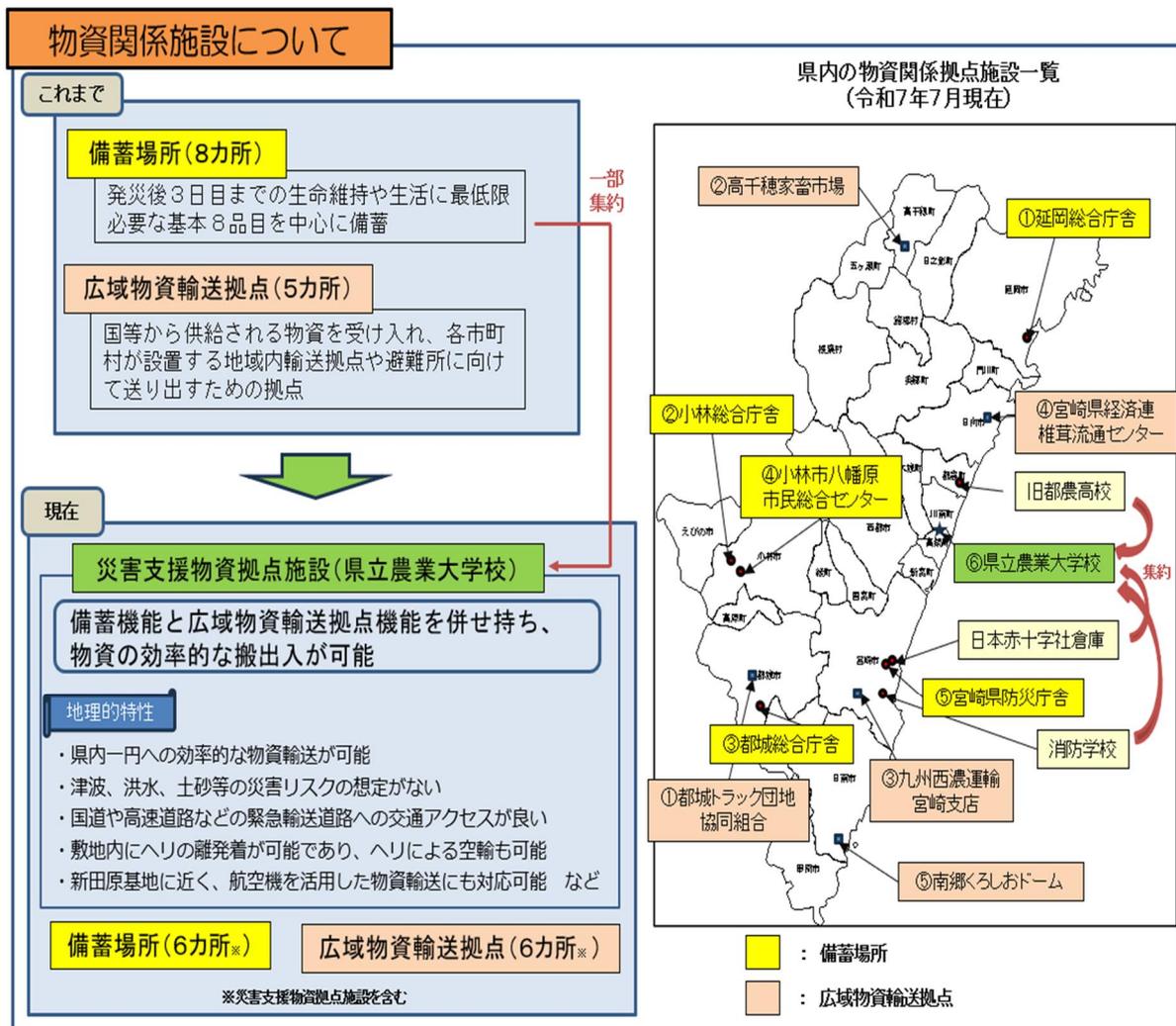
## 1 目的

災害時の被災者支援用として県が備蓄している物資の保管及び搬入・搬出等の物資業務に関して民間事業者が持つ専門的知識や技術、ノウハウ等を活用することにより、災害発生時における被災者への円滑な物資供給体制を強化することを目的とする。

## 2 本県における備蓄及び物資供給体制

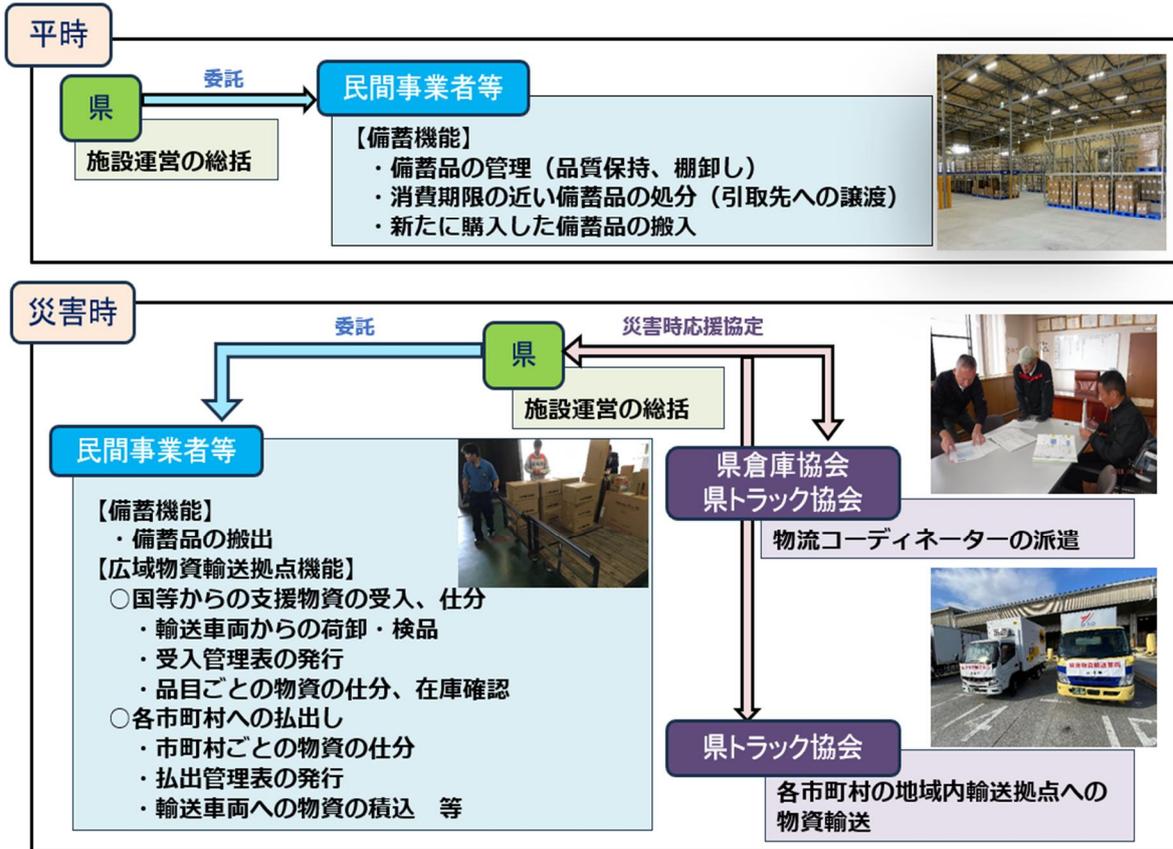
現在、県では大規模災害に備え、食料や毛布、簡易トイレなど、発災直後に最低限必要となる物資を県内6箇所にて備蓄している。また、国等からの支援物資の受入・仕分け、搬出を行うための広域物資輸送拠点として、6箇所を指定している。

災害時には、県トラック協会や県倉庫協会との災害時応援協定に基づき、市町村の地域内輸送拠点施設等への輸送や物流専門家の派遣などの支援を受けることとなっているが、被災者等への円滑な物資供給体制を強化するには、更なる民間事業者のノウハウ活用が不可欠となっている。



## 災害支援物資拠点施設の運用方針

物流に関する専門的ノウハウを持った物流事業者、トラック協会、倉庫協会等と連携し運用を行う。



### 3 履行場所及び数量（令和7年7月1日現在）

- (1) 保管場所別の備蓄物資数量  
仕様書別紙1のとおり
- (2) 災害支援物資拠点施設（農大校）の令和7年度納入予定物資数量  
仕様書別紙2のとおり

### 4 委託期間

契約日から令和8年3月31日まで

### 5 業務内容

受託者は次の業務を実施する。業務は大きく分けて、(1)災害支援物資拠点施設（農大校）における業務と(2)災害支援物資拠点施設（農大校）を含む備蓄物資全般に関する業務である。

#### (1) 災害支援物資拠点施設（農大校）における業務

災害支援物資拠点施設（農大校）における次の業務を実施する。なお、業務実施に当たっては、県が整備している次の資機材を使用して構わない。

- ・ 電動フォークリフト：1台

- ・ハンドリフト：5台
- ・ストレッチフィルム
- ・ロールボックスパレット（カゴ台車）：20台
- ・台車：6台
- ・パレット（三甲株式会社製 LX-1111D4 外寸：1100×1100×150mm）

①ロケーションマップ作成

県が備蓄する品目及び数量を考慮し、県と協議の上、ロケーションマップを作成する。

②備蓄物資の陳列整理

令和6年度に旧県立都農高校及び日本赤十字社宮崎県支部から移転した物資がラックに陳列されているので、これをロケーションマップに基づき再配置する。物資数量は仕様書別紙1を参照。

③物資納品時の搬入

備蓄物資納品時には、県職員及び受託者の立ち会いで納品の確認を行うものとする。なお、ラックへの搬入作業は必ずしも納品と同時に行わなくてもよい。

倉庫内荷捌きスペースに一時仮置きし、後日受託者の計画においてラックへの搬入作業を行うことも可とする。令和7年度購入予定物資の品目及び数量は仕様書別紙2を参照。

- ・パレットへの積載及びストレッチフィルム巻き（必要に応じて）
- ・ロケーションマップに基づく搬入

④災害発生時用の「拠点開設・運用マニュアル」作成支援

備蓄物資の搬出や支援物資の受入れ、仕分け、搬出等、災害発生時に想定される業務を円滑に実施するため、県が作成する運用マニュアルについて、助言等を行う。助言等に当たっては、過去の大規模災害時の事例を踏まえ、車両の受付や誘導、警備等、倉庫の外で必要となる業務も含めたものとする。

(2) 備蓄物資全般に関する業務

県が備蓄する全物資について、次の業務を実施する。なお、令和7年7月1日時点における県が備蓄する品目及び数量は仕様書別紙1を参照。

①ロケーションマップ作成

(1)災害支援物資拠点施設（農大校）のほか、未作成である小林市八幡原市民総合センターのロケーションマップを作成する。

②物資システム（B-PLo）による備蓄物資管理

国が構築し運用している物資システム（B-PLo）に、県が備蓄する品目及び

数量等を登録し、管理を行う。また、備蓄物資の納品や搬入・搬出、棚卸し等を実施するたびに、備蓄数量等の情報を入力し、更新する。なお、B-PLoに加え、受託者が通常使用している在庫管理システムの活用も可とする。

### ③棚卸し

年度後半に台帳と現物の数量照合、物資の損傷有無等の確認作業を行う。

### ④訓練への参加

県が行う以下の訓練に参加すること。

- ・毎年11月実施の宮崎県総合防災訓練（物資訓練）
- ・災害支援物資拠点施設及び備蓄場所（1ページ目の下図参照）における年1回の物資の搬出・搬入訓練

### (3) 独自提案業務

上記業務のほか、委託料の上限内で提案できる業務があれば実施する。

### (4) 災害発生時の物資業務

費用等は別途契約とするが、災害発生に伴い物資業務が生じた際は、必要な人員を確保の上、次の業務を行い、県の災害対応に協力する。なお、大規模災害発生時における県の物資関連業務については、「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」に基づく宮崎県実施計画を参照すること。

#### ①備蓄場所からの搬出

#### ②災害支援物資拠点施設（農大校）の開設運営及び国等からの支援物資の受入・仕分け・搬出

#### ③その他、必要な施設の開設（受託者施設を含む）

## 6 その他

(1) 委託業務完了後、「5 業務内容」(1)～(3)に記載する業務に関し、以下の内容についてまとめた実施報告書を成果品として提出する。

#### ○災害支援物資拠点施設（農大校）における業務

- ・ロケーションマップ作成
- ・備蓄物資の再配置※
- ・物資の搬出入※
- ・拠点開設・運用マニュアル作成支援

#### ○備蓄物資全般に関する業務

- ・ロケーションマップ作成（小林市八幡原市民総合センター）
- ・備蓄物資の管理
- ・棚卸し※
- ・訓練

#### ○独自提案業務※

- (2) (1)のうち、※の記載されているものは業務完了の度に文書または口頭により速やかに報告を行う。
- (3) 業務の実施に当たっては、県と十分に連絡を取り合いながら行う。
- (4) 本仕様書について疑義が生じた場合、または定めのない事項については、別途協議する。